

決裁規程

2015年5月1日改定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という）の意思決定に関する基本的事項を定め、業務執行における責任の明確化と円滑・適正化を図ることを目的とする。

(決裁)

第2条 業務の執行にあたっては、別に定める決裁権限・事務分担表に基づき、文書によりあらかじめ決裁権限者の決裁を受けるものとする。

- 2 決裁権限者等が不在の場合の代行は、組織管理規程第7条による。
- 3 緊急やむを得ない事情により、文書によらないで決裁権限者の決裁を得た場合は、遅滞なく第1項に定める手続きをとらなければならない。

(決裁手続)

第3条 決裁手続は、原則として、所定の様式により行うものとする。

- 2 事務局長以下の決裁のうち、次の事項を除き、所定の決裁書を用いず、簡易な書式による決裁（以下「簡易決裁」という）を行うことができる。
 - (1) 大臣宛文書提出
 - (2) 非常設委員会の設置、廃止、運営等
 - (3) 委託・受託契約等の締結
 - (4) 行催事の協賛、後援
 - (5) 講師派遣の決定
 - (6) 登記
 - (7) 保険
 - (8) 労務関係（基準による福利厚生の実施、研修の受講を除く）
 - (9) 金融機関との取引の開始および廃止
 - (10) 委託・リース等の契約

(決裁書)

第4条 決裁書の様式および要件は、総務部においてこれを指定する。

- 2 決裁書は、決裁書番号を付番のうえ、起案台帳により管理する。決裁書番号は事業年度ごとに更新する。
- 3 決裁後の決裁書は、決裁書および起案台帳に決裁日を記入のうえ、総務部が整理・管理する。

(簡易決裁書)

第5条 簡易決裁書（伝票、制定書式によるものは除く）の様式は任意とする。

- 2 簡易決裁書（伝票、制定書式によるものは除く）に記載すべき要件は、原則として次のとおりとする。
 - (1) 簡易決裁である旨の表示

- (2) 決裁者、起案者
 - (3) 決裁件名
 - (4) 提案概要
 - (5) 決裁日（決裁後記入）
- 3 決裁後の簡易決裁書（伝票、制定書式によるものは除く）は、決裁日を記入のうえ、総務部が起案部署ごとに整理・管理する。

（起案部署）

第6条 決裁書の起案は、当該業務の担当部署において行う。

- 2 決裁事項の内容が複数部署の業務分掌にかかわるときは、当該部署合議のうえ、最も関係の深い部署において起案し、合議部署に回覧のうえ、決裁者の決裁を得なければならない。

（審査部署）

第7条 決裁書は、総務部の事前審査を経て、決裁者に回付するものとする。

- 2 事前審査は、形式審査を主とする。
- 3 事前審査は、総務部担当者、総務課長、総務部長の順に行うものとする。ただし、人事案件に係る決裁書については、担当者の事前審査は要しない。
- 4 簡易決裁については、総務部の事前審査を省略することができる。

（追認）

第8条 急ぎの案件などの場合、決裁権限・事務分担表に定める回付者および審査担当者が休務もしくは出張等の理由により不在のときは、その者を飛ばして回付、決裁を行うことができるものとする。この場合、回付を飛ばした者から後日追認を受けるものとする。

（決裁済事項の変更等）

第9条 決裁済事項について重要な内容変更を行う必要が生じたときは、改めて決裁権限者の決裁を受けなければならない。

- 2 前項に該当しない内容変更については、原則として変更部分につき決裁権限者の決裁を受けるものとする。ただし、決裁判断に影響を生じない軽微な変更については、決裁手続きを省略することができる。
- 3 前二項により変更決裁を受けた場合は、起案台帳の原決裁書「備考」欄に、変更決裁書の決裁番号および決裁日ならびに変更決裁を行った旨を表示し、原決裁書は、変更決裁書と一体で保管する。
- 4 決裁済事項が実施不可能となったときは、改めて廃案について既決裁権限者の決裁を受けなければならない。
- 5 前項により廃案決裁を受けた場合は、起案台帳の原決裁書「備考」欄に、廃案決裁書の決裁番号および決裁日ならびに廃案となった旨を表示し、原決裁書は、廃案決裁書と一体で保管する。

（決裁事項報告）

第10条 事務局長以下の決裁事項のうち報告が必要と定められた決裁事項に

については、決裁を受けた後、一定期間分をとりまとめて、決裁権限・事務分
担表で定められた報告者に報告しなければならない。

附 則（２０１２年５月１日）

この規程は、２０１２年５月１日から施行する。また、この規程の施行にと
もない、現行の決裁規程（２００９年６月１日施行）は廃止する。

附 則（２０１２年１１月２０日）

この規程は、２０１２年１１月２０日より施行する。

附 則（２０１３年５月１日）

この規程は、２０１３年５月１日より施行する。

附 則（２０１４年５月１日）

この規程は、２０１４年５月１日より施行する。

附 則（２０１５年５月１日）

この規程は、２０１５年５月１日より施行する。